

税制改正大綱で 2015 年よりNISA金融機関が毎年変更可へ!  
不確実で難解ではあるものの投資家にも金融・証券業界にも大きな影響を与える金融・証券税制を法律施行までしっかりウォッチ!!

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

税制改正大綱で 2015 年よりNISA金融機関が毎年変更可へ!

2013 年 12 月 12 日(木)午後 2 時半頃、平成 26 年度(2014 年度)与党税制改正大綱が公表された。与党税制改正大綱は現在の与党である自由民主党・公明党が翌年度以降の税制をどのように変えるべきかという方向性を取りまとめるものであり、来年 2014 年 1 月に導入される少額投資非課税制度(日本版 ISA=NISA)にも関係することが多いので要注目だ(自由民主党のホームページ参照～URL は後述[参考ホームページ])。

2013 年 12 月 12 日の与党税制改正大綱で決まったことは、**現行制度では、一定の間(2014～2017 年、2018～2021 年、2022～2023 年という勘定設定期間)に、金融機関(一つの金融機関)を変更出来ない(口座を廃止した場合は開設出来ない)ことになっているのだが、2015 年 1 月 1 日以降は金融機関(一つの金融機関)を毎年変更可能(再び開設可能)となる予定だ。** 条件として、その年(暦年)の分の年 100 万円(非課税管理勘定)が未使用であること、その年の前年 1 0 月から 1 年の間に非課税口座を開設した金融機関から廃止通知書を受け取り開設する金融機関に提出することなどがある(原文は難解だが、次頁・次々頁にあるので参照のこと、①は現在非課税口座を開設している人に関するもの、③は過去に非課税口座を開設していた人に関するもの)。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)



(出所: 2014年度与党税制改正大綱等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

以上は、2013 年 8 月 30 日公表の金融庁・税制改正要望「NISA 口座開設等の柔軟化」にあった内容でもある(次頁上段、2013 年 6 月 17 日付日本版 ISA の道 その 16 及び 2013 年 9 月 9 日付日本版 ISA の道 その 27 参照～URL は後述[参考ホームページ])。

## 金融庁平成26年度(2014年度)税制改正要望(2013年8月30日)

尚、下記において、(赤い)取り消し線及び矢印、★以降のコメントは金融庁でなく国際投信投資顧問株式会社投信調査室による補足説明

平成26年度  
(2014年度)与党  
税制改正大綱に  
あったもの。

<b>【要望事項】</b>	★現行では「毎年新たな口座の開設を不要」であるが、4年、4年、2年(2014年～2017年、2018年～2021年、2022年～2023年)で口座の開設(各期間が始まる1年前の住民票)が必要。
<b>ONISA口座開設等の柔軟化</b>	
①一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること	←
②NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること	←
<b>ONISA口座開設手続等の簡素化</b>	★現行では2014年や2015年に口座を廃止すると、再開設は2018年以降。
NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること	←

(出所: 金融庁税制改正要望及び税制改正法等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

下記及び次頁は金融・証券税制のNISA関連の案の原文を引用したものである(下線・色等は投信調査室によるもの、①は現在非課税口座を開設している人に関するもの、③は過去に非課税口座を開設していた人に関するもの)。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している、又は開設していた者は、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間内に、次の手続の下で非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができることとする。ただし、当該非課税口座を廃止した年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合には、当該廃止した年分は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることはできない。

### ① 非課税管理勘定廃止通知書の交付

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を当該非課税口座以外の非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から同日以後1年を経過する日までの間に、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、金融商品取引業者等変更届出書(以下「変更届出書」という。)を提出しなければならない。この場合において、当該変更届出書を提出する日以前に当該非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更届出書を受理してはならない。

ロ 変更届出書の提出があった場合において、当該変更届出書に係る非課税管理勘定が既に設けられているときは、当該非課税管理勘定は、当該提出があった日に廃止されるものとする。また、当該提出があった日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限る。)においては、当該非課税管理勘定が設けられていた非課税口座には新たに非課税管理勘定を設けることができないものとする。ただし、同日後に下記③の手続が行われた場合は、この限りでない。

ハ 変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更届出書を提出した者の氏名、整理番号、当該変更届出書の提出を受けた旨その他の事項を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により提供しなければならない。

ニ 所轄税務署長に上記ハの事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更届出書を提出した居住者等に対し、非課税管理勘定の廃止年月日、非課税管理勘定の再設定ができる年分その他の事項を記載した非課税管理勘定廃止通知書を交付するものとする。

(出所: 2014年度与党税制改正大綱等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

## ② 非課税口座廃止通知書の交付

イ 非課税口座廃止届出書(以下「廃止届出書」という。)の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該廃止届出書を提出した者の氏名、整理番号、当該廃止届出書の提出を受けた旨その他の事項を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により提供しなければならない。

ロ 所轄税務署長に上記イの事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該廃止届出書を提出した居住者等に対し、非課税口座の廃止年月日、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定ができる年分その他の事項を記載した非課税口座廃止通知書を交付するものとする。

## ③ 非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定の手続

イ 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の再開設をしようとする居住者等は、非課税口座開設届出書に非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下「廃止通知書」と総称する。)を添付して、その非課税口座の再開設をしようとする年の前年10月1日から同日以後1年を経過する日までの間に、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

ロ 既に金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が当該非課税口座に非課税管理勘定の再設定をしようとする場合には、当該居住者等は、その非課税管理勘定の再設定をしようとする年の前年10月1日から同日以後1年を経過する日までの間に、廃止通知書を当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

ハ 廃止通知書(非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下同じ。)の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該提出をした者の氏名、整理番号、当該廃止通知書の提出を受けた旨その他の事項(以下「提出事項」という。)を、当該営業所の所在地の所轄税務署長に、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により提供しなければならない。

ニ 当該提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該廃止通知書を発行した金融商品取引業者等の営業所の長からの上記①ハの変更届出書又は②イの廃止届出書に係る届出事項の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により提供するものとする。

(イ)これらの届出書に係る届出事項の提供がある場合((ロ)に掲げる場合に該当する場合を除く。)  
当該金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができる旨その他の事項

(ロ)これらの届出書に係る届出事項の提供がない場合又は当該提出事項が提供された時前に既に当該所轄税務署長若しくは当該所轄税務署長以外の税務署長に対して同一の居住者等に係る届出事項の提供がある場合 当該金融商品取引業者等の営業所に非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定ができない旨その他の事項

ホ 上記ニ(イ)に定める事項の提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該営業所に非課税口座の再開設又は当該営業所の非課税口座に非課税管理勘定の再設定をするものとする。

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に変更届出書又は廃止届出書が提出される場合について適用する。

(出所: 2014年度与党税制改正大綱等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

## 不確実で難解ではあるものの投資家にも金融・証券業界にも大きな影響を与える金融・証券税制を法律施行までしっかりウォッチ!!

税制改正大綱という、既に2013年9月30日において「民間投資活性化のための税制改正大綱(成長戦略税制改正大綱)」が公表されていることを思い出す。だが、これは経済産業省が中心となった税制改正大綱であり、金融庁が中心となる金融・証券税制の具体案は無かった。金融・証券税制の具体案は今回2013年12月12日に公表された(通常の与党税制改正大綱に含まれているのだ)。

今後の予定を見る。今回2013年12月12日公表の与党税制改正大綱に沿って、政府は近日中にも「税制改正の大綱」を閣議決定する(中身は同じものと思われる)。その後、政府は国会に提出、可決・成立をめざすこととなる。

### <平成26年度(2014年度)税制改正の流れ(見込みも含む)>

2013年9月30日(月)	政府・与党が「成長戦略税制改正大綱」を取りまとめ。
2013年10月15日(火)	政府が「産業競争力強化法案」を閣議決定、国会へ提出。
2013年11月19日(火)	「産業競争力強化法案」が衆院本会議で可決、参院に送付。
2013年12月4日(水)	「産業競争力強化法案」が参院本会議で可決、成立。
2013年12月12日(木)	通常の与党税制改正大綱を取りまとめ。
2014年1月以降	政府が税制改正関連法案を通常国会に提出(見込み)。
2014年3月31日(月)までに	衆参本会議で可決、法律が成立、法律・政省令公布(見込み)。
2014年4月1日(火)	施行(見込み)。

以上が今後の見込みであるが、参考までに過去も見ておく。前回平成25年度(2013年度)税制改正大綱の時の経過は、2013年1月24日に税制改正大綱が公表され、1月29日に閣議決定され、3月1日に政府が国会に提出し、3月22日に衆院本会議で可決、3月29日に参院本会議で可決、法律成立となり、3月30日に法律・政省令が公布され、4月1日に施行となった(2013年4月1日付日本版ISAの道 その6…URLは後述[参考ホームページ])。

### <平成25年度(2013年度)税制改正の流れ>

2012年9月7日(金)	金融庁が要望で「日本版ISA恒久化」や「公社債・公社債投信への投資を可能とすること」等。
2013年1月24日(木)	与党税制改正大綱決定。
2013年3月1日(金)	政府が衆院(第183回国会)に法案提出、3月14日(木)から審議入り。
2013年3月22日(金)	衆院本会議可決、参院へ送付。
2013年3月29日(金)	参院本会議可決、法律が成立。
2013年3月30日(土)	法律・政省令公布。
2013年4月1日(月)	施行。

前回は今回より遅いペースに見える。これは前回の与党税制改正大綱の取りまとめ前の2012年11月14日に当時の野田佳彦首相が2012年12月16日に衆院を解散する方針を表明し、税制改正が次期政権に委ねられたためである。

そこで、少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)の創設が決まった麻生太郎首相時代の平成21年度(2009年度)税制改正の時を見る。当時は、2008年12月12日に与党税制改正大綱が公表され、12月19日に閣議決定され、2009年1月23日に政府が国会に提出、2月27日に衆院本会議で可決、3月27日に参院本会議で否決となるものの衆院で与党の3分の2以上の賛成で再可決、法律が成立、3月31日法律・政省令公布、4月1日施行となった。

参院本会議否決が気になるが、この時は与党(自民党と公明党)が参院で少数の「ねじれ国会」となっていたことが背景だ。しかし、今の与党(自民党と公明党)では「ねじれ国会」は解消されており、その様なことは無さそうである。

以上より、今回の平成 26 年度(2014 年度)与党税制改正大綱は、前回平成 25 年度(2013 年度)税制改正大綱や平成 21 年度(2009 年度)税制改正の時よりもスムーズな展開で進むと思われる。

<平成 21 年度(2009 年度)税制改正の流れ>

2008 年 8 月 9 日(土)	麻生太郎自民党幹事長が「証券マル優制度」(*300 万円まで株式配当金非課税)創設を提言。
2008 年 8 月 28 日(木)	金融庁が要望で「日本版 ISA 創設」や「高齢者投資非課税制度導入」等。
2008 年 9 月 1 日(月)	福田康夫首相が辞任を表明。
2008 年 9 月 15 日(月)	リーマン・ショック。
2008 年 9 月 24 日(水)	麻生太郎自民党幹事長が首相指名(~2009 年 9 月 16 日)。
2008 年 11 月 11 日(火)	自民党税制調査会が総会を開き本格議論開始。
2008 年 11 月 14 日(金)	政府税制調査会が議論開始。
2008 年 11 月 28 日(金)	政府税制調査会が答申を首相に提出(*日本版 ISA 等金融証券税制の言及は一切無し)。
2008 年 12 月 11 日(木)	自民党税制調査会が日本版 ISA の 2012 年導入決定。
2008 年 12 月 12 日(金)	与党税制改正大綱決定。
2009 年 1 月 23 日(金)	政府が衆院(第 171 回国会)に法案提出、2 月 12 日(木)から審議入り。
2009 年 2 月 27 日(金)	衆院本会議可決、参院へ送付。
2009 年 3 月 27 日(金)	参院本会議否決、しかし衆院で与党の3分の2以上の賛成で再可決、成立。
2009 年 3 月 31 日(火)	法律・政省令公布。
2009 年 4 月 1 日(水)	施行。

しかし、金融・証券税制は不確実であり、難解である。だが、その金融・証券税制が投資家にも金融・証券業界にも大きな影響を与えることは日本のみならずグローバルでも言えること。投資家のため、金融・証券業界のため、しっかり金融・証券税制を見て考え対応していきたい。

[参考ホームページ]

自由民主党のホームページ「政策トピックス」…「 [https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/index.html](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/index.html) 」、  
2014 年度与党税制改正大綱…「 [https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf128\\_1.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf128_1.pdf) 」、  
2014 年度税制改正要望…「 [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2014/request/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/request/index.htm) 」、  
2013 年 9 月 9 日付日本版 ISA の道 その 27「NISA(日本版 ISA)に公社債(投信)を追加する要望が無くなった!? これまでの「投資から貯蓄(マル優・郵便貯金)への流れ」⇒来年からの「貯蓄から投資(NISA)への流れ」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130909.pdf> 」、  
2013 年 6 月 17 日付日本版 ISA の道 その 16「成長戦略の為の税制改正前倒しと日本版 ISA(NISA/ニーサ)～税制調査会(税調)と税制改正の流れ～」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130617.pdf> 」、  
2013 年 4 月 1 日付日本版 ISA の道 その 6「税制改正法が参院で可決・成立! 法律・政省令も公布され、日本版 ISA が実務段階へ!!」…「 <http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130401.pdf> 」。

以上

(投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。